

電子出版に関する法整備の現状と 電子書籍市場のこれから

東京理科大学(非常勤講師)
株式会社スズキアンドアソシエイツ(代表取締役社長)

鈴木 香織

1. はじめに

電子出版に関する法整備のあり方について議論が続けられてきましたが、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会において平成25年12月に取りまとめられた「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書」を踏まえた著作権法の改正について、第186回通常国会において平成26年4月25日に成立し同年5月14日に平成26年法律第35号として公布されました(施行日平成27年1月1日)。

この法律改正では、「電子書籍に対応した出版権の整備」が盛り込まれています。

電子出版に関する法整備のあり方として、レコード会社等に与えられている著作隣接権を出版者に付与すること等も議論がされていましたが、こちらは採用されることはありませんでした。

電子書籍は、毎年市場を伸ばしています。しかしながら、流通量の増加に対し、出版物にかかる違法コンテンツも増加しており、出版関係者の頭を悩ましていました。平成23年度に電通総研および書協により行われた調査では、書籍の不正流通による国内の被害額は270億円(内コミックが224億円、雑誌を含まず)ともいわれています。

そこで、「紙媒体による出版文化の継承・発展と、健全な電子書籍市場の形成を図り、我が国の多様で豊かな出版文化の更なる進展に寄与することを目的」とし、そのような違法コンテンツへの対応を強化することになりました。

違法コンテンツへの対応は、デジタル化に伴う市場の縮小現象である「デジタルシュリンク」への対応の有効な手段でもあります。

2. 改正の内容

現行の著作権法にも出版権の設定に関し、第79条に規定されている。しかしながら、この出版権の規定は、電子出版物には及ばないとする解釈が一般的でした。そこで、以下のように改正することで、電子出版に対応が可能となりました。

1. 出版権の設定(改正第79条第1項関係)

(1) 出版権を設定する者

出版権を設定する者について、「第二十一条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。)」とされていましたが、「複製権者を有する者」に「公衆送信権を有する者(第二十三条第一項)」を加え、を「複製権等保有者」としました。

(2) 出版権の設定の対象となる出版行為

出版権の設定の対象となる出版行為および公衆送信行為として、「紙媒体による出版やCD-ROM等による出版(第一号出版権者)」と「インターネット送信による電子出版(第二号出版権者)」が明文化されました。

「出版行為」については、「(電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。)」として、紙媒体による出版やCD-ROM等による出版が明文化されました。

「公衆送信行為」については、「当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。)を行うこと」として、「インターネット送信による電子出版」が明文化されました。

なお、出版権の目的となっている著作物の複製又は公衆送信について著作権の制限規定が準用されます(改正第86条関係)。

2. 出版権の内容(改正第80条第1項及び第3項関係)

出版権者は、次に掲げる権利の全部又は一部を専有するとされており、公衆送信を行う権利を占有することになりますので、インターネット上の海賊版を自ら差し止めることができるようになりました。

一 頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

これによりインターネット上の海賊版に対し、迅速な対応ができるようになることが期待されます。

なお、出版権者は複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人への当該著作物の複製または公衆送信の許諾が可能になりました(改正第80条3項)。これは、いわゆるサブライセンスを出版権者に認めたものです。出版権者にサブライセンスが認められるのかということについては議論がありましたが、これにより明確化したといえます。

3. 出版の義務(改正第81条関係)

出版権者は、出版権の内容(第一号出版権者および第二号出版権者)に応じて、以下の義務を負うこととなります(設定行為に別段の定めがある場合を除く)。

① 原稿の引渡し等を受けてから6月以内にその出版権の目的である著作物について出版行為又は公衆送信行為を行う義務(改正第81条1項1号イ)

② その出版権の目的である著作物について慣行に従い継続して出版行為又は公衆送信行為を行う義務(改正第81条1項1号ロ)

なお、これらの義務に違反した場合には、出版権の消滅の請求(改正第84条第1項及び第2項関係)が可能です。

4. 著作物の修正増減(改正第82条関係)

著作者は、

① その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

② その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

に関し、正当な範囲内であれば、著作物に修正又は増減を加えることができます。

3. 電子書籍市場のこれから

我が国の電子書籍市場の規模は、株式会社インプレスビジネスメディアのインプレス総合研究所によれば、国内電子書籍市場規模(2013年度)で936億円との推計がだされています。これは、前年比でいうと28.3%増ということであり、電子雑誌市場と合わせると1000億円を超える規模に成長していることが伺えます。なお、米国では既に4000億円市場に達しています。

電子書籍市場においては、電子書籍を読むための端末の普及が不可欠ですが、スマホ・タブレット・電子書籍専用端末等バリエーションが増えてきています。また、コンテンツについても、人気コンテンツが電子書籍で登場するようになったほか、AMAZON・Appleなどのサイトから簡単に購入できるようになってきました。東芝が展開する「ブックプレイス」(平成13年4月～)は、オンライン販売に加えて、既存の小売店との提携を進め、書店で電子書籍が購入できるシステムの構築を進めています。さらに、電子書籍取次大手のビットウェイと出版デジタル機構(大手出版社、印刷会社が共同出資して設立)が2013年10月1日に経営統合し、配信システムの本格化等が行われるようになりました。

現在、電子書籍市場は成長期であることから拡散的であるといえますが、電子書籍の配信プラットフォームがいくつかの成功事例や巨大な資本を背景に収れんしていくことも考えられます。ただし、独占禁止法上の問題等も意識する必要がありますと思われる。

今後は、日本市場のみならずローカライズを行い、海外市場を視野に入れていく必要があると思われます。具体的な動きの一つとして、学研パブリッシングによるManga Samurai Style(<http://mangasamurai.com/>)では、日本語版と英語版を同時に配信しています。今後創作されるコンテンツはもちろんですが、電子出版技術が登場する以前のコンテンツも大きな財産であり、過去のコンテンツのローカライズ等については国をあげて行うべき事業の一つではないかと思われます。

4. おわりに

電子書籍市場は、法整備も整い、いよいよ本格的な成長が期待される分野です。端末の機能により、紙媒体では表現できなかったようなコンテンツが登場することも考えられますし、ビジネスの各レイヤーにいるプレイヤーも様変わりすることも考えられます。

電子書籍市場と法的問題等に関し、今後も調査していきたいと考えています。

なお、東京理科大学大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻(MIP)にて後期に開講する「コンテンツ契約実務」(久保雅一客員教授=鈴木香織他)内でも、この問題の詳細に関し解説をする予定です。

参考文献

- 久保雅一「デジタル・シュリンクのメカニズムに関する考察--デジタル化
がもたらすコンテンツ産業の縮小現象の解明(特集 デジタル
コンテンツの時代)」日本知財学会誌(2011) 52～67頁。
- 文化庁「平成26年通常国会 著作権法改正等について」(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html)
- 文化庁「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書」(平成25年12月)
産業新潮取材班「フロンティアビジネス(61) ハード、コンテンツの拡大で
急拡大する電子書籍ビジネス: 電子出版、電子書店へ参入相
次ぎ活気立つ電子書籍市場」産業新潮 [63](2014)32～35頁。
- 拙稿「電子書籍時代における出版者と著作隣接権」日本大学知財ジャーナル
4号(2011) 51～61頁。
- 拙稿=安田和史=清水利明(監修)久保雅一「デジタル時代における出版
と著作隣接権」知財学会誌(2011) 68～74頁。
- 拙著=安田和史=清水利明「ダイレクトパブリッシングと著作権法」一般社
団法人情報処理学会(2012)